

# 「聖徳太子伝」から見た善光寺如来伝承

渡 辺 信 和

はじめに

善光寺の成立と善光寺如来の安置とは、おおよそ平安時代後半までしか遡上できないとされる。従ってそれ以前の「聖徳太子伝」の中に善光寺如来に関わる記事はないとしてよい。しかし、善光寺如来と書かれていなくても、百済から将来した金銅の阿弥陀如来一光三尊像と書かれていれば、それが善光寺如来となった可能性のある仏像であろう。聖徳太子伝記類の中で仏像の受容などの記述を持っているのは平安中期比に成立した『聖徳太子伝暦』（以下『伝暦』と略称）を最初とする。

先行した『上宮聖徳太子伝補闕記』は、『日本書紀』、『暦録』、『四天王寺聖徳王伝』に載せられなかった記事を集めたとするが、先行した二つの「太子伝」にこうした記事があったのかどうかは不明である。

『善光寺如来縁起』の成立は、幾つかの「太子伝」成立以降のことであるが、中世の「太子伝」類では「善光寺如来」についての記述が組み入れられていく。その際、どのように組み入れられていったのか、どんな内容が組み入れられたのかを確認し、「太子伝」における善光寺如来伝承受容の様相を考察する。

## 1 『伝暦』の仏像伝来記事

『伝暦』は、敏達天皇八年己亥冬十月の新羅国から釈迦牟尼仏像が送られた記事を最初とし、次いで同十三年甲辰秋九月の弥勒石像一躯が百濟から将来された記事がある。この仏像は続く記事で、蘇我馬子が勧請して宅の東に仏殿を建て安置したとされ、更に同年石川の宅に仏殿を構えたとする。果たしてこの石川の仏殿に安置された仏像が何であったのかは不明である。ただ翌十四年の記事に大臣（馬子）が石像を拝して、延命を祈ったとあるので、主尊は弥勒石像ということになるうか。この年には物部守屋の廢仏で、仏像を毀破し、火を縦けて燻き、焼き余る所の仏像を難波の堀江に棄てたとする記事があつて一、二ではない仏像があつたことも示している<sup>2)</sup>。

『伝暦』はこの後、再度蘇我馬子が精舎を建て三尼を供養したことを記し、「仏法之初自茲遂二興レリ」として、この条が日本の仏法の最初と規定している。

『伝暦』が『日本書紀』の記事に大きく拠っていることはよく知られるところなのだが、また『書紀』の記事を改変していることも明かである。『書紀』のこの記事は蘇我馬子の行為であつて、聖徳太子とは関わっておらず、

石像の他にもう一軀の仏像が安置されたことを記している。

それよりも重大なのは、この記事を仏教の初伝であるかのように記すことで、『書紀』を検すればそれ以前の仏像に関する記事がいくつか見いだせる<sup>(3)</sup>。

まず欽明天皇七年の百済における造仏記事があるが、この記事は日本への仏像の挙送記事と関わるか。また欽明天皇十三年冬十月には、百済の聖明王が釈迦仏の金銅像一軀などを日本に送っている。更に翌十四年夏五月には河内国に流れ着いた光を放つ樟木で、後吉野寺などに納めた仏像二軀を造らせたとあり、百済から仏像が送られてきたのみならず仏像が作られたとする記事もあるのである<sup>(4)</sup>。

『伝暦』はこうした聖徳太子以前の仏教伝来記事を取り上げずに、敏達天皇十三年、十四年を以て仏教の始まりとする。この論理では善光寺如来を日本で最初の仏像とすることなどは成り立たない。阿弥陀像そのものがその存在を記述されていない。

## 2 四天王寺の伝承

四天王寺では最初に「障子伝」を掲げるのだろうが、もし伝承の通りの成立だとするならば、『伝暦』以前となり、善光寺についての記述はあり得ないことになる。現在逸文としてある「障子伝」<sup>(5)</sup>にも善光寺への記述はない。奥書に拠れば嘉祿三年（一二二七）に天王寺東僧坊で作られた『太子伝古今目録抄』には幾つかの善光寺如来な

〔聖徳太子伝〕から見た善光寺如来伝承

いし縁起に關わる記述が見られる。<sup>(6)</sup>

一 吾朝逆臣焼失寺塔事

法隆寺縁起云。欽明天皇之時。百濟王獻仏法。蘇我稻目大臣拜之曰。物部尾輿大連等。百八十神為事。不可拜他国仏神奏。其後国内行疫氣。死者數多也。依之尾輿連。宜断他国仏法也。以像曰棄難波堀江。焼滅仏舎。時天無雲雨云々。同縁起云敏達代。百濟進獻像并舍利等時云々。蘇我馬子大臣。仏像舍利并三尼安置家東。恭敬禮拜。太子十五年之時。又起疾病。此時守屋與勝海二人臣同心。人民可断絶云。天皇舍捨仏法也。自往古寺路斫壞堂塔。刑罰僧尼等。然天皇不愈也。為祈之曰建寺塔。天皇崩給之間。太子引率発向阿都部城。立願彫四天王像。如思守屋降伏了。云々

私云。一百八十神云。淨度経云。六欲天百五十神等云也。加色天二百八十神云歟。

或云。善光寺縁起云。弓削大臣尾輿大臣尾輿大連三焼仏像。不能損形。第七不思議云々尾輿大臣大連。兩時二破之歟。

一金堂内救世觀音太子降誕大和國後。渡吾朝事

御手印縁起云。金堂内。安置救世觀音像。百濟国王。吾人滅後。恋慕渴仰。所造頭之像也。在百濟国之時。仏像経律論度此朝。当欽明天皇治天下壬申歲。文

私云。仏像。経論。法服。尼等渡此朝。当欽明天皇治七年。<sup>十二年</sup>其後経廿一年。太子生給。故太子降生前云説有之。可尋之。

私云。百済国<sup>ソト</sup>王云者。聖明王歟。

又云。扶桑記意。欽明十三年壬辰十月十三日<sup>辛酉</sup>百済国聖明王。献阿弥陀像一尺五寸。二菩薩像一尺<sup>ナルラ</sup>云々。此像自西天竺<sup>ハ</sup>渡中印<sup>シ</sup>。自中印<sup>ニ</sup>渡東印<sup>ニ</sup>。自東印<sup>ニ</sup>渡震旦<sup>ニ</sup>曰、自震旦<sup>ニ</sup>渡我朝<sup>ニ</sup>。即善光寺安置之<sup>ニ</sup>。月蓋奉鑄像是也。然者猶救世菩薩太子在世<sup>ニ</sup>渡歟。百済国南岳大師<sup>トシテ</sup>御時。兼遣日本国<sup>ニ</sup>仏像<sup>ハ</sup>。如扶桑記<sup>ニ</sup>阿弥陀三尊并経律論<sup>ト</sup>見。恋慕像。太子入滅以後可有之<sup>ニ</sup>。所謂敏達六年丁酉年所渡仏菩薩舍利<sup>トナル</sup>。是其像歟。且又恋慕<sup>トハ</sup>云、遠忌日。顯此太子影像<sup>ニ</sup>給歟。猶広可尋之<sup>ニ</sup>。

一善光寺事

善光坐給故。云光坐寺<sup>ト</sup>。又云本善堂<sup>ト</sup>也。

と、『善光寺縁起』の存在が記述されるが、焼亡を三度としているようで、現行の縁起とは異なっている。如来の渡来時期についても太子誕生以降とする独自の推測があり、敏達天皇六年の渡来像をそれと比定する。この辺りは「太子伝」の中に善光寺如来像を組み入れていく過程での揺れが見られるように思われるのである。また善光寺についても光坐寺や、本善堂などの異称があったと記述され「善光寺縁起」と「太子伝」が習合される過程を示しているように思われるのである。

さらに四天王寺で作られたことがはっきりしているのは文中に文保初年（一一二七）、二年の年紀を記すいわゆる文保本『太子伝』である。文保本『太子伝』の一つの典型を日光輪王寺本に見るが、そこでは以下のようなのである。卷第二太子十三歳条に「今善光寺如来」とし、十四歳条では「抑信州善光寺如来我朝御将来聖德太子祖父

欽明天皇即位十三年」とし、守屋の父尾興が「撰津国難波海」に捨て、三十三年を経て太子十三歳の時太子が海から取り上げ興厳寺に安置したとする。また、巻第四太子二十二歳条の一々書きには、

一・推古天皇御即位・十年太子三十一ノ御時・南閻浮提第一靈像・今ノ善光寺如来・多生御檀那本太善光値給・信乃國有御下向ケル也

信乃國・御下向以来・文保二年六百四十四年也・自百济国・我朝御來臨・六百九十五年也・同文保二年とあり、同じく善光寺如来の渡來が太子誕生の二十年以前であることを記すが、さらに善光による信濃下向を記す。巻第五の太子三十二歳条に、人の実名を寺の号とする事例として、山城広隆寺、讃岐善通寺、三河真福寺と共に「信乃國善光寺」とし、「皆以願主実名為寺名」とする。

この文保本「太子伝」では、諸本間に異なる事がある事が知られるが、醍醐寺本でも、太子十四歳条の冒頭は「守屋大臣仏法破滅之有様是也。抑信州善光寺之如来來朝欽明天皇御宇十三年壬申歲也。」と書き始め、尾興大臣による撰津国難波の海への破却、聖徳太子の興厳寺への安置、守屋による破却を記す。太子三十一歳条では輪王寺本二十二歳条の一々書とほぼ同じ内容を、此歳条として記すほか、その前に「同国取波大明神貴善光寺如来」毎夜丑時御參詣不懈也。」と、神明が如来を崇める事例として諏訪大社の善光寺參詣をあげる。

これらの太子伝で、ほぼ全面的に善光寺如来伝承を取り入れたといえるのだろうが、最初に取り入れたのは欽明天皇十三年に渡來したと、蘇我馬子による日本最初の寺院建立に際して安置された如来の一つが三国伝來の一光三尊の像であり、難波の堀江に捨てられた後、本太善光によって信濃に運ばれた事であった。

ところがそれに次いで四天王寺で伝えられた「太子伝」である寛正三年（一四六二）に書写を赦された秘伝書の万徳寺藏本『聖徳太子伝』でも、第二冊の太子十三歳条で、太子が蘇我馬子を教化して建立させた豊浦寺金堂の本尊として「欽明天王皇御代百済国齐明天王自被送渡一光三尊弥陀如来」と太子八歳の時新羅の国から渡った釈迦三尊像を安置したとする。続く十四歳条では「南閻浮提無並御本尊、三国相承靈仏」と記し、善光寺如来であることを明らかにする。第四冊の太子三十歳条に、「推古天皇拾稔太子三十一歳願転四年壬戌春三月」に「三世旦那」によって難波堀江から信乃国へ下向したこと、月蓋によって作られたこと、百済に渡り、日本に来たこと、物部尾越（興）によって摂津国難波堀江に捨てられたこと、太子が取り上げ豊浦寺に納めたこと、再び守屋によって難波堀江に沈められたことに加えて、最初は草庵の内、臼の上に置かれ、舒明天皇の御代に寺（善光寺）に納められたことを記し、「彼就如来御事、言語多端也。委在縁起」とし、太子三十八歳条に阿部臣を使者として七月十五日に信乃国水内郡芋井郷に送ったとする。割り注には善光の草庵に安置してあり、寺は未だできていないことを記す。本書では善光寺建立と書簡の遣り取りが付加されたことになる。

### 3 南都における善光寺伝承

法隆寺顕真の『太子伝私記』は『太子伝古今目録抄』の異称を持っているとおり、顕真が多分に四天王寺で成立した先述の『太子伝古今目録抄』を意識した著述であったと思われる。嘉禎四年（一二三八）〜寛元年間（一二

四七)に成立した『聖徳太子伝古今目録抄』(『太子伝私記』)、および甥俊厳によって記録された『顕真得業口伝抄』には、善光寺に關わる記述が次のように七カ所出てくる。

推古天皇廿年太子生年四十一壬申歲善光寺阿弥陀仏御許彼太子御消息送之即阿弥陀御返事自書之給云々硯紙置御仏前即書給了云々其上書云本師阿弥陀如来云々

(上・五一・裏)

又越中国僧云

尋之全彼事無道弘房被申善光寺之水仁院人也

善光寺縁起云七十枚許文也守屋大臣者欽明天皇御子敏達弟。用明兄云々又云合戰時太子被追還給附神岳上七騎議

云作四天王像並四天王寺造立誓願起給云々七騎者太子。並兄皇子。馬子。妹子。学呵。川勝。迹見赤椿也云々

(下・五七／口決)

善光寺縁起云敏達天皇御時依滅スルニ仏法自北方大火来雨仍陵南ヲミ向作云々

(下・五七・裏)

欽明天皇者辛卯歲四月崩給敏達天皇者丙午或乙巳云々年八月崩給即用明天皇元年也善光寺縁起文也云々

(下・五九／口決)

善光寺縁起敏達天皇丙午年八月崩給云々

(下・六一・裏)

太子守屋被送還給之時七騎共飛而附神嶽其時之御馬者赤毛馬也栗毛也

太子者乘馬リ下次二人左右轡取付次二人前方鞞取付次二人後方鞞取付給伴御馬太子御生年廿二癸丑三月比薨逝



太子悲哀、葬中宮寺北陵、給時、人其陵号栗毛岳。

此馬又化身也上注之、七人御名上注之善光寺縁起在之。

(下・七八・裏)

太子、献善光寺阿弥陀如来、給御文事。表書云謹上本師阿如来云々下、鵜厩戸云々御文語大慈大悲本誓願等之、廿句也。松子伝文、法興元世一年辛巳十二月十五日、厩戸上勝鬘阿弥如来御返事云上宮王救世大聖御返事善光上御文語、

云善哉々々大薩埵善哉々々大安樂善哉々々摩訶衍善哉々々大知恵左右不具云々同月日善光上今月十八日還来云々其日即御廟中自廿句文書之給御使調子乘黒駒云々

(下・七八・裏／口決)

阿弥陀院

信乃国後、名善光寺、本名亦云百濟寺。

(下・八一)

このうち五カ所は『善光寺縁起』を引用したもので、最初の記事ではそれを越中国僧から聞いたこととして『善光寺縁起』にはこう書いてあると記している。それが全体に及ぶものかどうかは不明で、顕真が実際に『善光寺縁起』をみていたのかどうかは明らかにならないが、同じところに七十枚ばかりと紙数を示す割り注があることから、少なくとも冊子様のものを一度は見たように思える。

内容は推古天皇二十年の善光寺との往復書の記事が二カ所、守屋を欽明天皇の子とする記事、敏達天皇の時に仏法が滅したと、敏達の崩じた日を記した記事二カ所、善光寺が当初阿弥陀院と称したことで、善光寺の成立や善光寺如来の日本への将来に言及しない。

この中で、いわゆる守屋合戦の際に太子が守屋に追われて「附神岳」に逃げたとする記事は『伝暦』をはじめとする「太子伝」に全く見られない記事で、この「附神岳」が、太子建立寺院で挙げられる「苾神寺

駿河国嶽<sup>上</sup>在之」と関わるものだとすれば、守屋合戦の際にいったん富士山まで引き下がったとする事になる。

当然真名本の『善光寺如来縁起』と関わる記述と思われるのだが、この部分は微妙に異なるのである。現在知られている真名本は応永頃の成立かと目されているのだが、そこには守屋合戦に先立って太子が甲斐の黒駒を得たこと、その馬で富士山頂に至ったことが記されており、守屋合戦には富士山に逃れたとの記述はない。ところが、太子がうち負けてわずかの兵となったとの記述の後に、「太子向<sup>七</sup>騎兵<sup>言</sup>」とあって、七騎という数の一致を見、なにがしかの関係があったことを伺わせる。

他方、太子の馬に関して顕真は「御馬者赤毛馬也栗毛也」との説を引き、必ずしも黒駒の説を用いない。あるいは『善光寺縁起』の中で揺れがあったのではないだろうか。

顕真以降、南都では法隆寺、橘寺を中心に『伝暦』の注釈行為が盛んであったことが知られるが、その一人、橘寺法空は『聖徳太子平氏伝雜勅文』と太子絵伝の注記ともいうべき『上宮太子拾遺記』を著している。『聖徳太子平氏伝雜勅文』（正和三年（一二二四））では、太子十三歳、十四歳の仏教伝来に関する勅文の項目として、「十三年秋九月事」、「蘇我大臣請其佛像等事」、「大野岳北事」、「難波堀江事」などが挙げられる。しかしいずれも善光寺に言及しない。さらに善光についての言及も全くない。

『上宮太子拾遺記』（御絵伝指示）は、

巻第四の太子三十一歳条裏書に、

善光寺御堂柱虫囁付歌云

急ケ人御法ノ船ノ通世ニ乗リ後レナハ何カ渡ラン。

又同如来御歌云

待カネテ恨ト告ヨ皆人ニイツヲイツトテ急サルラン

とし、巻第五の推古天皇二十九年の太子薨去記事について、太子の死亡年次を勘案して、

冬十二月十五日。奉<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>欽明天皇<sub>一</sub>。於<sub>ニ</sub>四天王寺<sub>一</sub>。七日御念仏已後。以<sub>ニ</sub>稻目宿祢子甲斐黒<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>進<sub>ニ</sub>善光寺如来<sub>一</sub>。其状曰。名号称揚七日已。斯々為<sub>レ</sub>報<sub>ニ</sub>広大恩<sub>一</sub>。仰願本師弥陀尊。助<sub>ニ</sub>我济度<sub>一</sub>護念。

御返事曰

一日称揚無過善。何況七日大功德。

我待<sub>ニ</sub>衆生<sub>一</sub>心無<sub>レ</sub>間。汝能济度豈不<sub>レ</sub>護。

此事奇代珍事也。最上秘伝也。努力勿<sub>レ</sub>妄<sub>ニ</sub>宣伝<sub>一</sub>。云々

相伝次第曰

源空上人。證大。覺住。圓信。俊覺。敬願。

應願。證圓。

法空。

とする。しかし太子十三、十四歳の部分はほぼ『平氏伝雜勸文』に同じで、本文の側では善光寺と関わらない。

聖云の『太鏡鈔』には、「棄難波堀江事」の項に続いて「善光寺如来事」の項があるが、「委細在件具書」とのみ記す。『太鏡底容鈔』には「善光寺縁起」を引いて欽明天皇十三年の献送と粗々の縁起を記すが、太子十四歳条とは関わらせない。

『聖嘗抄』（文安四年（一四四七）以前成立）では、上巻の「太子薨異説」記事に、

善光寺（善光寺）御書。法興卅一年己辛十二月十五日。仏子勝鬘上。云々

と、先の『上宮太子拾遺記』巻第五と同じく論拠として引くが、さらに下巻には、「信州金像事」として、

金刺宮御宇。十三年壬申十月十三日。百濟明王○差レ使貢上。其表云。臣聞万法之中ニ仏法最善。世間之道最レ。

上天皇陛下亦応ニ修行。故敬ニ捧レ仏像經教法師。附レ使貢獻。宜ニ信受ス者ナリ云々。蘇我稻目（稻目）宿禰。○奉レ詔奉レ拜レ之。

十九年也。其第十八年年々。宿禰薨畢。己丑年也。次年第十九年当ニ欽明第卅一年ニ寅庚也。此年尾興大臣奏聞。寺燒

并レ仏像堀（堀）江流（堀江）見（堀江）。此年尾興大臣薨畢。同年卅一年庚寅（庚寅）從レ天火降（天火）金刺宮消失畢。同卅二年辛卯天皇崩。其第

卅年己丑。稻目宿禰薨時。池辺皇子（皇子）太王尊（太王）復言（復言）曰。天皇與（天皇）吾外（吾外）余臣（余臣）同（同）仏法（仏法）雖レ捨。内心（内心）永（永）仏法（仏法）不レ可レ棄。○

同心。善光寺縁起云。辛卯遠許志大臣薨（大臣）後。明三年己癸。敏達天皇病沈（病沈）。○即位第二年癸巳年也。巫占部等○

父母世拜奉（父母）神（神）在白（白）。○佐伯造（佐伯）黒義勅（黒義）仏像（仏像）度奉（度奉）拜奉（拜奉）。

欽明卅一年庚寅（庚寅）敏達二年己癸。堀江取上（堀江）奉（奉）。堀江四ヶ年（四ヶ年）終（終）。元興寺縁起様。十二年卯癸敏達臥（臥）病見（病見）。善光寺

縁起第二年ト見（見）。俊嚴記云。尋（尋）真実者。癸巳重病（重病）。丙午年八月天皇崩也。即善光寺縁起云。明三年己癸。停

名倉太敷天皇沈（沈）重病（重病）。○

私云。遠許志大臣薨（大臣）明三年己癸。即敏達天皇二年癸巳當也。

守屋大臣又（又）仏像并（并）寺燒失（寺燒失）。明年丙午八月天皇崩。金像并（并）寺燒失（寺燒失）故。天皇崩。○云々

守屋頸切太刀銘。丙毛槐林。郷毛槐林者。丙（丙）南（南）午（午）方也。即丙ムマ（ムマ）読（読）。毛ケトヨム。カキケケコ（ケケコ）五音（五音）同音（同音）故。

ケコ通。サレハ丙林トヨム也。即馬子大臣也。槐林者大臣唐名也。大臣槐林ト云事ハ。槐木人心正直ナス德里。大臣國政司者。故。正直好門彼木植也。サレハ又槐門トモ云。郷毛槐林者。郷田舎義。如云花落夷郷。毛人義。即エミス毛多生。故郷毛引合蝦夷大臣云也。

善光寺如来百済託告。善光寺縁起云。敏達天皇御時。及滅。佛法。自北方大火来雨。仍陵南作。云々

自西天竺三渡中印。自中印渡東印。自東印渡震旦。

欽明天王十三年壬申十月。善光寺如来本朝渡玉。百済聖明王上童女房託宣。從是東海日本國云処。觀音薩埵出現御。興法利生可有也。我先立往彼國。化儀助奉。吾彼國可渡ト御託宣。仍聖明王牒送状添。日本。被奉レ渡日本本尊也。太子御誕生廿一年先事也。今豊浦寺乾当小堂作。蘇我稻目宿祢預安置給。○太子十四歲御時。物部守屋大連中臣勝海連二人発向彼小堂焼払云。炎中光明赫奕。御。○即如来難波堀江投入。○今豊浦寺東仏門前也。○推古天皇十年壬戌四月八日。○信州本太善光内裏所役。罷歸ルトテ。堀江辺ヲルニ。堀江底。見物飛アカリ御。ヤカテ善光告宣。汝吾有縁。汝ツレテ信州可下トテ飛付御間。善光負上。下向。○昼善光弥陀負奉。夜弥陀善光負玉。

と、善光寺如来の日本渡来を、欽明十三年のこととし、欽明天皇の時の物部尾輿と、敏達天皇の時の物部守屋とによる二度の破却を記し、善光による信濃への移送を記すが、傍線の如く、聖明王が日本に送ったのは観音の化現である聖徳太子の誕生を予知し、その興法利生を助ける為であったとし、善光寺如来の将来を聖徳太子に結びつけている点特徴的である。『聖誓抄』下巻は続けて、「一光三尊如来初護事」の項を挙げて、月蓋による鑄造から五百

年を経て、斉明王の時百済に渡り、千年を経て聖明王の時日本に送られたこと、蘇我稻目が榴木原の家を寺にして安置したこと、物部尾輿、中臣鎌子が寺を破却し、仏像を難波の堀江に捨てたこと、内裏が北からの火によって焼亡したこと、敏達天皇の時、蘇我馬子が、大野の北丘に寺を建てたこと、物部守屋が堂塔を波却し、仏像を難波の堀江に捨てた事、推古天皇十年四月八日本太善光が伊那へ運び、皇極天皇元年に今の長野に移した事を記す。この二つの記事には若干の異なりがあり元になった善光寺如来将来の情報が異なっていた可能性を示すが、いずれにせよ、もはや何の違和感もなく一光三尊の阿弥陀如来が豊浦寺の元となった大野北丘の寺に安置されたこと、守屋によって難波の堀江に捨てられたこと、そのときの奇瑞、善光による信濃下向、善光寺の成立が組み込まれている。

#### 4 いわゆる増補本『太子伝』の善光寺伝承

「太子伝」には『伝暦』を基礎としながら多くの文献から様々な情報を取り込んで増補した増補本『太子伝』がある。<sup>12)</sup>真言系の言説を付加したものに、現在四天王寺に所蔵される山田忠雄旧蔵『太子伝』と、叡山文庫天海蔵にある『太子伝』がある。山田忠雄旧蔵『太子伝』では、太子八歳条、太子十四歳条、三十九歳条、四十一歳条に記される。巻第四、八歳条では、新羅から献送された仏像に対しての物部守屋の奏上に、

然者此義ヲ以テ先帝欽明天皇十三年十月十三日二一光三尊之阿弥陀如来トカヤヲ百済国ヨリ渡シ給フヲ臣カ父尾輿之大臣極タル才人ニテ奏シ申ケルハ是ハ西国亡人之形ナリ若此国崇メ給ハ本朝之人民モ悉惱国土モ滅亡セ

ント奏シ申タル故ニ先皇帝御叡聞ニ及テ其謂レ有トテ彼如来ヲハ被レ捨候ケリ

と、太子出生以前の事象を先蹤として語らせる形で取り入れる。ついで、卷第七目録には、太子十四歳条に、二つの項目があり、「第一ニハ豊浦寺之塔波建立之事、守屋ノ大臣彼寺発向事」と『伝暦』に拠る記事を書き、それに加える形で「第二ニハ善光寺之如来之縁起事」という記事を記す。第一では、豊浦寺の金堂を、「三間四面也。是二階也。瓦葺御堂也。本尊者阿弥陀如来之三尊并普賢文殊二菩薩被安置タリ」とし、守屋の破却を記したところでは、「金堂之本尊閻浮檀金之一光三尊之阿弥陀如来像火ニモ不焼皎然トシテ火之中ヲ飛出テ給ヲ弥ヨ攀縁起テ難波之堀江ニ踏ミ籠ミ奉ケリ」とし、

浅猿キ哉ヤ彼之如来ト申者天竺ヨリ震旦ニ渡リ唐ヨリ我朝伝来シ給テ衆生濟度セント御誓ヘ有ル者ヲ踏籠進タル事ノ悲サヨ度々浮キ上リ給ヘハ兵共二三四人上ニ登リ踏ミ沈マシテ結句泥土ヲ持懸テ堀江ニ埋ミ奉リタリ

ト云々

聖徳太子十四歳之第二ニハ善光寺ノ縁起ナリ別紙有之略之乍去此如来日本ニ渡ラセ給テ或時者尾興之大臣強訴依テ蘇我之稻目館ニ被隠或時者守屋之邪見依テ難波之堀江ニ被沈給テ彼レ此レ以上五十一年之間也蘇我之稻目ノ大臣ニ被安置給テ十九年子息之馬子ノ大臣ノ安置十四年堀江之中ニテ十八年以上五十一年云々其後善光寺へ下給フ也縁起別在之

とする。続く「太子十四歳之第二之帖之事」では、善光寺如来を難波堀江に沈めた記事の後、天竺毘舍利城の五種の悪病が起こったことから、月蓋の娘を救済するために阿弥陀如来に祈願し、その形像を写して閻浮檀金の像を鑄

たこと、漢朝百済国に飛び移り、千余年を経て如来の告によって欽明天皇十三年日本に送られたこと、物部尾輿の奏上によって捨て置かれ蘇我稻目が自邸に秘かに安置し、馬子に継承させたこと、敏達天皇十三年難波堀江之寺を建立し安置したこと、翌年守屋によって堀江に捨てられたこと、推古天皇十年麻統本太善光が信濃に運んだこと、舒明天皇壬申年子の善佐が急死したこと、如来に救われて地獄から戻るとき、皇極天皇に会い代わって地獄に残るうとしたこと以下の善光寺利益譚が記される。

『善光寺縁起』そのものといってもよい内容である。さらに巻第十五太子三十九歳条には、「善光寺へ御書ヲ遣シ給フ事」があつて、太子が阿部大臣を使として信濃国水内郡芋井郷の善光寺如来に書簡を送り返事を得て、法隆寺綱封蔵に納めたことを記す。ところが第十六卷太子四十一歳条でも「善光寺へ御書ヲ遣シ給フ事アリ」として、三度善光寺に書簡を送ったとし、それぞれの使者を蘇我馬子、(小野)妹子、調子丸とする。果たしてこれらは計四度なのか、現行の『善光寺縁起』では調子丸が使となつて書簡が交わされたことを記す記事があるが、回数は記さない。

これらは叡山文庫に蔵する『太子伝』ともほぼ一致している。いずれも難波堀江寺なる太子建立持院の存在を記しており、「善光寺如来縁起」とは異なっていると考えられる。現行の真名本とは違った伝承があるのかも知れない。<sup>13)</sup>



如上、聖徳太子伝記類の中でどのように善光寺如来の伝承が取り込まれたのかを検した。四天王寺側の伝承では鎌倉期からほゞ縁起が記され、南都側では『聖誉抄』までその記述がみられず、『善光寺縁起』に取り入れられた太子伝承は、逆に太子伝の中で揺れていた太子没年などの論拠、典拠として引用された。さらに太子十四歳の時に物部守屋によって破却された寺の金堂に安置された本尊が釈迦三尊と善光寺如来であったとする説が採用され、三十一歳条の善光による如来の信濃国下向が記されることになる。そのどちらかに善光寺如来の三国伝来についての縁起が記され、善光寺如来の権威が一層高められることになる。

その後は太子と善光寺如来との往復書簡が記されることになるのだが、伝承される場所によって揺れが残っているようである。

さらに増神本系の善光寺伝承のように現行と異なる縁起を想起させるものもある。

ところで、こうした太子伝の中の善光寺伝承は、絵画ではどのように描かれたのだろうか。その条のどの部分が絵画化されるかには限定されるところがあり、何を描いているのかははっきりと知られるものばかりではない。それでも善光寺型の一光三尊像があればそれが善光寺如来であろうと認識することになる。可能性があるところは当然先に見てきた各条の範囲と思われるが、幾つかの例外があるように思われる。

第一に挙げられるのは室町時代成立の兵庫県加古川市鶴林寺蔵の八幅『聖徳太子絵伝』で、その第一は天竺、震旦における「善光寺如来縁起絵」であり、第二幅は尾輿による善光寺如来の破却、投棄（これは守屋の場面と共有して語られる場面であろう）から、善光による信濃への下向、白上への安坐、善光寺の建立、善光寺如来との往復書簡の場面が描かれる。しかし第三幅以降の「太子絵伝」側では善光寺如来らしき像は描かれない。鶴林寺に伝えられた明応三年（一四九四）写本「太子伝」零本が天理図書館に蔵されている。<sup>15</sup>この絵伝との関わりは明らかではないにならないが、第六、敏達天皇十三年の記事中に「善光寺如来事」の目録題が立てられ、善光による信濃下向、善佐の墮地獄と皇后女帝の御門救済を記す。皇后は「錐古天皇」とするようだが、「錐古天皇」の時に信濃に下向したとの記事の後、「舒明天皇、女体ノ御門」として、舒明を女帝と認識し墮地獄の天皇と意識していたとも思われる。内容的にはこれまで見てきた太子伝の中に取り込まれた「善光寺如来縁起」の域を出ないが、もし、絵伝と関わりがあるのならは現行の第一、第二幅は現行第四幅の太子十四歳条に続けて、善光寺関連の事柄を絵解いたのかもしれない。先に見た増補本『太子伝』は十四歳条第二として、これらの記事を掲出するからである。

しかし、絵伝の中で善光寺如来の作成から往復書簡に至る部分を描く事例は特異であって、今のところ該絵伝の他に例を見ない。

善光寺如来と思われる仏像が描かれる事例と考えられるのは以下のものである。まず滋賀県甲賀町油日神社の四幅絵伝の第一幅は欽明天皇の宮の破壊場面のように、中央に一光三尊像がある。ついで、三重県津市上宮寺にある六幅絵伝の太子十三歳の「弥勒石像将来」場面に、弥勒が置かれた建物の前に別の棟があり、そこに数体の仏像が

置かれる。その一つは臼型の高い蓮台に乗った本尊、脇士の三体を覆う舟形光背が描かれるが、この形状は善光寺如来に通ずる。また太子十四歳条の守屋の堂塔破却で、難波堀江と思われる水に浮いている仏像で一光三尊像を示すのは富山県南砺市瑞泉寺蔵八幅本と、滋賀県安土町観音正寺本四幅である。そのほかには一光三尊像自体が描かれず、太子三十一歳条その他の該当場面でも善光による如来三尊像の信濃への下向や、太子との書簡の遣り取りを表す場面は描かれない。

そのことは先に見た「太子伝」における善光寺伝承の有りようと一致して、善光の物語や、書簡往返の伝承が重要な事象とは認知されておらず揺れを残していたことを示すものと思われる。

[注]

(1) 吉原浩人『善光寺縁起』生成の背景〔国文学解釈と鑑賞〕63―12・一九九八、一二二に先行論文を含めた研究が整理される。

(2) 『東大寺図書館蔵文明十六年書写』聖徳太子伝暦』影印と翻刻』(桜楓社・一九八五)に以下のようにある。  
二臣聴サ不シテ、自づから(於)寺ニ詣テ、堂塔ヲ斫リ倒シ、仏像ヲ毀破ス。火ヲ縦ツテ之ヲ燻ク。焼キ余ス所ノ仏像ヲ取テ、難波ノ堀江ニ棄ツ。

(3) 『日本書紀』の仏像の将来に関わる記事は以下のようなものである(引用は国文学研究資料館の電子版によった)。  
まず将来は、

欽明天皇十三年条 冬十月に、百済の聖明王、西部姫氏達率怒喇斯致契等を遣して、釈迦仏の金銅像一軀・幡蓋若干・経論若干卷を献る。

「聖徳太子伝」から見た善光寺如来伝承

敏達天皇六年条 冬十一月の庚午の朔に、百濟国の王、還使大別王等に付けて、経論若干卷、并て律師・禪師・比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工、六人を献る。遂に難波の大別王の寺に安置らしむ。

敏達天皇十三年条 秋九月に、百濟より来る鹿深臣、弥勒の石像一軀有てり。佐伯連仏像一軀有てり。是歳、蘇我馬子宿禰、其の仏像二軀を請せて、鞍部村主司馬達等・池辺直氷田を遣して、四方に使して、修行者を訪ひ覓めしむ。是に、唯播磨国にして、僧還俗の者を得。名は高麗の恵便といふ。大臣、乃ち以て師にす。司馬達等の女嶋を度せしむ。善信尼と曰ふ。又、善信尼の弟子二人を度せしむ。其の一人は、漢人夜菩が女豊女、名を禪藏尼と曰ふ。其の二人は、錦織壺が女石女、名を恵善尼と曰ふ。馬子独り仏法に依りて、三の尼を崇ち敬ぶ。乃ち三の尼を以て、氷田直と達等とに付けて、衣食を供らしむ。仏殿を宅の東の方に経営りて、弥勒の石像を安置せまつる。三の尼を屈請せ、大会の設齋す。

造像記事は、

敏達天皇十四年条 夏五月の戊辰の朔に、河内国言さく、「泉郡の茅渟海の中に、梵音す。震響雷の声の若し。光彩しく晃り曜くこと日の色の如し。天皇、心に異しびたまひて、溝辺直を遣して、海に入りて求訪めしむ。

是の時に、溝辺直、海に入りて、果して樟木の、海に浮びて玲瓏くを見つ。遂に取りて天皇に献る。画工に命じて、仏像二軀を造らしめたまふ。今の吉野寺に、光を放ちます樟の像なり。

(4) 敏達天皇六年秋九月条に、

是の月に、百濟、丈六の仏像を造りまつる。願文を製りて曰へらく、「蓋し聞く、丈六の仏を造りたてまつる功德甚大なり。今敬ひて造りたてまつりぬ。此の功德を以て、願はくは、天皇、勝善れたる徳を獲たまひて、天皇の所用めす、弥移居の国に、俱に福祐を蒙らむ。又願はくは、普天の下は一切衆生、皆解脱を蒙らむ。故に造りたてまつる」といへり。

とある。

(5) 拙稿「頼長のみた障子絵と絵解と——鳥羽法皇の四天王寺參詣をめぐる」〔『絵解き研究』十・一九九三〕に障子伝佚文を拾った。

- (6) 引用は『四天王寺史料1古文書』第一卷(清文堂・一九九六)による。
- (7) 阿部隆一「室町以前成立聖徳太子伝記類書誌」(『聖徳太子論集』所収・平楽寺・一九七一)の分類による。さらに諸本については『中世聖徳太子伝集成』(勉誠出版・二〇〇五)第二卷の牧野和夫氏の解題に増補がある。引用は『同集成』第一卷、第二卷の影印による。
- (8) 引用は、荻野三七彦考定『聖徳太子伝古今目録抄』(名著出版・一九八〇)に拠った。引用に際しふりがなは省略に従った。
- (9) 藤田経世氏は顕真が縁起そのものを見ていなかった徒考えられているが、傍記は同時期になったものではなく、おそらくは瞥見であったのであろうが、越後の某に『善光寺縁起』を見せられてその中の太子に関わる記述を引き出したものとおもわれる。その後善光寺の道弘房に聞いたところそんな縁起はないと答えたということで、善光寺に所属する者と、善光寺を名乗る者がいたということではないのだろうか。
- (10) 故倉田邦夫氏『善光寺縁起集成1』(龍鳳書房・二〇〇一)によれば、現存する縁起はそれほど遑上できないことになる。前後関係でいえば、『太子伝私記』の方が先行している。
- (11) 『伝暦』は太子の入胎、誕生以前の記事はなく、『善光寺縁起』側の記述によると思われるが、『水鏡』には二度の破却を記す。
- (12) 前注(7)参照。引用は『中世聖徳太子伝集成』第四卷所収の山田本影印による。
- (13) これらが真言系の伝承であることは興味深い。延徳二年(一四九〇)有盛書写の多宝院旧蔵『太子伝』(慶應義塾大学子ス道文庫蔵)にも見られる。
- (14) 現在、最も多くの「太子絵伝」を示すのは、A 奈良国立博物館『聖徳太子絵伝』(東京美術・一九六九)で、B『真宗重宝聚英』第七卷(同朋舎・一九八九)、C『聖徳太子信仰の美術』(東方出版・一九九六)および、幾度か行われた聖徳太子及び太子関係寺院に関わる展覧会の図録などに見られる。鶴林寺蔵本はA、Cに載せらる。油日神社蔵本はA、上宮寺蔵本はB、瑞泉寺蔵本はA、Bに、観音正寺本はAに見られる。
- (15) 『磯馴帖』村雨編(和泉書院・二〇〇二)に牧野和夫氏他による翻刻が載せられる。